

第49回 モンスターパシエント

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊 郎
黒木法律事務所 弁護士 加 畑 裕一朗

Q. 当院では、患者Xの非常識な行動に悩まされていますので、対処方法をご教示下さい。

経過の概略

Xは、当院で約20年前に手術をした患者です。術後、手術部位にしびれがあると言って数ヶ月通院した記憶はありますが、その後は受診しなくなりましたので、当院では、治癒したものと思っておりました。

ところが、昨年、Xが突然当院に来て「手術の後遺症で仕事に支障が出たので、1,000万円を賠償してくれ」と要求しました。驚いた当院では、地元医師会に医療事故報告書を提出したところ、日本医師会の審査で「医師無責」と判定されました。そこで、当院では、「日本医師会でも手術に過失はないと判定されたので、損害賠償の責任はない」との回答書を送りました。

しかし、Xは納得せず、Y弁護士を代理人として簡易裁判所に損害賠償請求の調停を起こしました。これに対し、当院でもZ弁護士を代理人として「当院の手術に過失はない」という答弁書を提出したところ、調停は不成立となりました。その際、Z弁護士は、「Xは簡単に諦める人物ではないので、すぐ訴訟を提起するでしょう」と言っていました。

ところが、その予想に反して、Xは、訴訟を提起せず、次のような非常識な行動をするようになりました。

- ① Z弁護士に対し「Y弁護士を解任したので、今後は、X本人と示談交渉せよ」と要求。
- ② 地元医師会に押しかけて「手術に過失はないと判定した理由を説明せよ」と要求。
- ③ 日本医師会に電話をし、「審査をやり直せ」と要求。
- ④ 当院外来に来て、Xが希望する内容の診断書を書けと要求。

質問

Xは、正式裁判を起こさずに、当院や医師会を困らせて賠償金を取ろうとしているものと思われます。これに対し、当院からの法的対抗手段はないのでしょうか。

A. **結論**

Xが提訴しないのなら、病院が原告となり、Xを被告として、裁判所に逆提訴することをお勧めします。

理由

Xが正式裁判を起こさない理由は、Y弁護士もしくは簡裁の調停委員から「正式裁判を起こしても、20年前の手術の過失を主張立証して賠償金を取ることは難しい」という説明を受けたからだと推定されます。しかし、1,000万円という多額の賠償金を請求したXとしては、簡単に諦めるのは、悔しい。そこで、勝訴の見込みがない訴訟をするより、①～④のようなゲリラ戦で病院を困らせ、ある程度の金銭を払わせる作戦に切り替えたものと思われます。しかし、このようなモンスターパシエントを放置すると、病院が屈服するまでゲリラ戦を繰り返すことでしょう。

このような相手に対する最も有効な法的対抗手段が、病院が患者を逆提訴する「債務不存在確認請求訴訟」です。既に病院勝訴の判決がいくつも出ております。

参考裁判例①は、採血事故の裁判で、被告患者側が採血した看護師の過失を立証できなかったため、原告医療側の全面勝訴となったケースです。

質 疑 応 答

院 長：医療訴訟は患者側が起こすものであり、病院は被告になるものと思っていましたが、病院から提訴することもできるのですね。

弁護士：その通りです。医療の世界では、全く医療過誤がなくても、病気が治らないとか、合併症が出たりすることは、日常茶飯事です。しかし、患者が「医療の結果が悪いのは医療過誤のせいだ」と思い込み、医師がいくら説明しても納得せず、紛争がエンドレスになるケースがあります。そのような場合、トラブル解決の有効な手段として、病院からの逆提訴があります。

院 長：Xの場合、約20年前の手術ですから、カルテも残っていません。今ごろ、手術の後遺症だから賠償しろと言われても困惑するばかりです。

弁護士：今回の件では、「術後、手術部位にしびれがあると言って数ヶ月通院した記憶はありますが、その後は受診しなくなりました」とのことですから、症状が20年間ずっと継続していたわけではなさそうですね。

院 長：その通りです。20年後に急に後遺症が出ることも考えられないので、当院の手術の後遺症ではないと思います。

弁護士：その点は、Xも分かっているはずですが、Xが貴院に要求した診断書は、どんな内容ですか。

院 長：「障害者年金1級か2級になるように書いてくれ」と言っていましたから、障害年金加算を有利にするためだと推測します。

弁護士：Xの狙いがそれだとすると、貴院としては、虚偽の診断書を書くことは絶対にできませんね。

院 長：私も断固拒絶するつもりです。ところで、当院が原告になって「債務不存在確認請求訴訟」を起こした場合、解決までどれくらいの期間がかかりますか。

弁護士：「債務不存在確認請求訴訟」では、被告患者側が債権（本件では、損害賠償請求権）の存在、つまり医療側の過失とそれによって生じた損害をきちんと主張、立証しなければなりません。それができない場合は、裁判は半年以内に終了し、原告病院の勝訴判決が出来ます。

院 長：もし、被告が主張立証できた場合は、どうですか。

弁護士：その場合は、原告病院側も反証を出し、医療過誤の有無を争点とする本格訴訟にな

りますので、2年くらいかかるでしょう。

院 長：その場合、院長である私が裁判所に出頭する必要がありますか。

弁護士：原則として、弁護士が代理人として出頭しますので、院長が出頭する必要はありません。しかし、もし、被告が具体的な医療過誤の主張をし、それを裏付けるに足る医学文献などを出した場合には、手術をした医師が、過失を否定する証言をするために法廷に立つことが必要となります。

参考裁判例 ①

大阪地方裁判所平成8年6月28日判決

【事案の概要】

献血業務を行うA法人の看護師Bが献血者Cから試験採血をした際に注射針でCの左前腕部の神経損傷の傷害を与えた事案。CがA法人および看護師Bに対して損害賠償請求権を主張したため、AとBが原告となり、Cを被告として債務不存在確認請求訴訟を提起した。

【裁判所の判断】

Bの採血行為からCの傷害が生じたことは認められるが、BにCの皮神経を損傷しない部位を注射針の穿刺箇所として選択することを要求することは、現在（（注）平成6年3月6日当時）の医療水準では不可能であり、Bの採血行為に過失は認められないとし、原告らが被告に対して損害賠償債務を負担しないことを確認した。

参考裁判例 ②

岐阜地方裁判所平成20年4月10日判決

【事案の概要】

D病院において、急性心筋梗塞の治療の際、医師の過失により損害を被ったとして5年以上にわたり入院したまま退去しない患者Eに対し、①医療事故に基づくDのEに対する損害賠償債務が存在しないことの確認（債務不存在確認請求）をし②入院契約が終了したとしてD病院からの退去③未払治療費約175万円の支払いを求めた。EはDに対し、反訴を提起したうえ、上記治療の際、医師の過失により損害を被ったとして、損害賠償を求めた。

【裁判所の判断】

裁判所は、①DのEに対する債務が存在しないことを認め②Eに対してD病院からの退去を命じ③Eに対し未払治療費約175万円をDに支払うように命じたが、Eの反訴請求は棄却した。